

米トレーサビリティ法について

— 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律 —



神奈川県
環境農政局農業振興課

<解説>

- 米トレーサビリティ法の正式名称は、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」といいます。
- 米トレーサビリティ法には、米穀等の産地を消費者へ伝達しなければならない旨の規定があることから、食品の表示についても関係がありますので、食品表示法の他にも守らなければならない法律として、今回食品の適正表示推進講習会の講習科目の1つとなっています。
- なお、このスライドに掲載した資料は、飲食店等でお米の産地表示のために、農林水産省が作成した卓上POPです。農林水産省のホームページからダウンロードして利用することができます。

米トレーサビリティ法とは【法の目的】

米トレーサビリティ法

－米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律－

第1条

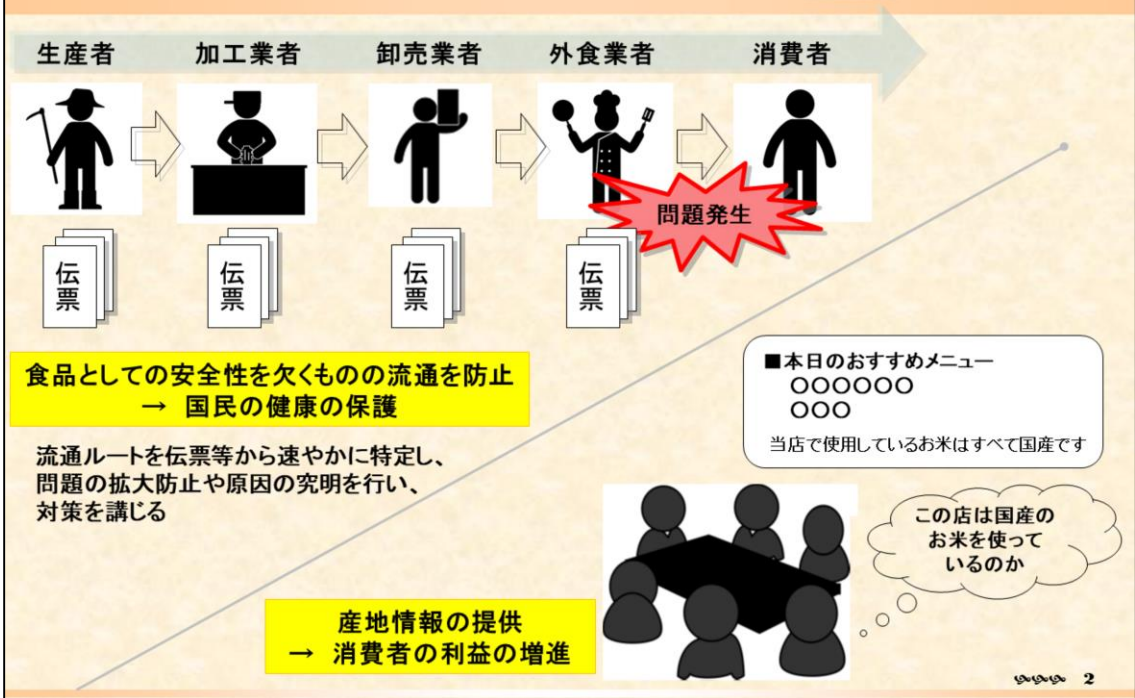
米穀事業者に対し、米穀等の譲受け、譲渡し等に係る情報の記録及び産地情報の伝達を義務付けることにより、米穀等に関し、食品としての安全性を欠くものの流通を防止し、表示の適正化を図り、及び適正かつ円滑な流通を確保するための措置の実施の基礎とするとともに、米穀等の産地情報の提供を促進し、もって国民の健康の保護、消費者の利益の増進並びに農業及びその関連産業の健全な発展を図ることを目的とする。

1

<解説>

- 米トレーサビリティ法の目的は、
 - ・ 食品としての安全性を欠くものの流通を防止する
 - ・ 表示の適正化を図る
 - ・ 適正かつ円滑な流通を確保するための措置の実施の基礎とする
 - ・ 米穀等の産地情報の提供を促進するこれらをもって、国民の健康の保護、消費者の利益の増進並びに農業及びその関連産業の健全な発達を図ることで。
- ここでいう米穀等とは、米穀及び米穀を原材料とする飲食料品で、いわゆる米及び米加工品のことで。

米トレーサビリティ法とは【法の目的】



<解説>

- 法律として義務付け、食品の安全性について事業者の意識を高めることで、安全性を欠くものの流通の防止が図られ、国民の健康の保護につながります。
- 仮に問題が発生した場合でも、伝票等から速やかに問題を特定して、問題の拡大防止や原因の究明を行い、対策が講じられるような制度となっています。
- また、消費者に産地情報が伝わることで、消費者側からも商品を選択しやすい環境が作られ、消費者の利益の増進につながります。

米トレーサビリティ法とは【法の概要】

対象事業者



米穀事業者

- 生産者を含め、対象品目となる米、米加工品の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業を行う全ての事業者

対象品目

- 米穀(もみ、玄米、精米、碎米)
- 米粉や米こうじ等の中間原材料
- 米飯類
- もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん



米穀事業者の義務

- ① 米穀等の取引等の記録を作成・保存すること(平成22年10月1日施行)
※ 一般消費者への販売・提供の記録は不要
- ② 原料米の産地情報を取引先や消費者に伝達すること(平成23年7月1日施行)
※ 商品やメニューへの表示を含む

3

<解説>

- 対象となる事業者は、米及び米加工品の販売、輸入、加工、製造又は提供を行う全ての事業者とされています。
具体的には、生産者、卸売業者、製造業者、加工業者、小売業者、飲食店、旅館及びホテル等になります。
なお、法律では、これらの業者をまとめて米穀事業者としています。
- 対象となる品目は、玄米、精米等の米穀、米粉や米こうじ等の中間原材料、米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう及びみりんです。
- 米穀事業者の義務は2つあります。
1つ目は、米穀等の取引、事業者間の移動及び廃棄を行った場合に、その記録を作成・保存することです。
2つ目は、取引先や消費者に販売する際に、産地情報を伝達することです。
- これによって、消費者は、飲食店等で提供される米飯類、米菓及び清酒等の原料米の産地が分かるようになりました。

取引等の記録の作成・保存

米・米加工品などの対象品目について、取引等を行った場合には、その記録を作成し、保存する必要があります。

記録事項

- 品名、産地、数量、年月日、取引先名、搬出入の場所 など
- ※ 産地は、「国産」「〇〇国産」「〇〇県産」等と記録

記録方法

- 紙又は電子データにより記録
- 取引等で使用する伝票等に、記録すべき事項が記載されていれば、それを保存しておくことで、記録・保存の義務を果たしたことになる。

保存期間

- 受領・発行した伝票等や、作成した記録等は3年間保存することが必要
- ※ 消費期限が付された米穀等については3か月
賞味期限が3年を超える米穀等については5年の保存が必要

4

<解説>

- 記録を作成する必要がある事項は、品名、産地及び数量等です。
また、取引の対象となる米穀が、加工用米等の用途限定米穀の場合は、用途を記載する必要があります。
- 産地の記録は、原則として国単位で行うことになっています。
国産米については、県や市の名称その他一般的に知られた地名も認められています。一方で、外国産米については、国名しか認められていません。
なお、記録の作成が必要なのは、米穀事業者間で取引等を行った場合に限り、消費者へ販売する際は不要です。
- 記録の方法は、紙又は電子データの媒体による必要があります。
例えば、実際の取引等で使用する伝票等に記録事項が記載されていれば、それを保存しておくことで義務を果たしたことになります。
なお、記録を保管する事業所に関しては、速やかに記録を確認できるようになっていれば、本部や本社でまとめて作成し、保存することも可能です。

- 保存期間は、原則として取引等を行った日から3年間ですが、消費期限が付されたものについては3か月、賞味期限が3年を超えるものについては5年の保存が必要となります。

取引等の記録の作成・保存【伝票等の例】

お客様コード 00000000

〒0000-0000
東京都00区
△△-00

株式会社 00000 様

TEL 03-0000-0000 FAX 03-0000-0000
毎度ありがとうございます。下記のとおり納品いたします。

納品書(控)

受注日 00年00月△△日 納品日 00年△△月00日

指図日 △△年00月00日

納品先

伝票No. 00000000

取引先の名称又は氏名

年月日: 搬入・搬出した日
(困難な場合は、受発注日等でも可)

搬出入した場所
(取引先住所と異なる場合に記載)

数量: 取引において通常用いている単位

品名: 取引において通常用いている名称

産地: 「国産」「00国産」「00県産」等と記載

NO	商品コード	商品名・規格	数量	単価	金額
1	AXXXXXX	00県産 ひとかり (10kg)	4	××××	XXXXX
2	BXXXXXX	00県産 ほうれんそう M	10	×××	XXXX
3	CXXXXXX	00県産 長ネギ AM	5	×××	XXXX
4	DXXXXXX	00県産 ミノマト M	10	×××	XXXX
5	EXXXXXX	00県産 レタス LL	20	×××	XXXX
備考		計			XXXXXXXX
指図No.		合計			XXXXXXXX
		消費税等			XXXX
		総合計			XXXXXXXXXX

0000株式会社 △△本荘

〒0000-0000 東京都00区

00-△△

担当者 ×××

TEL 03-0000-0000

FAX 03-0000-0000

食品事故等に迅速に対応するため、「米・米加工品」以外についても、取引等の記録の作成・保存を行うことが期待される。
(義務化は「米・米加工品」のみ。)

入荷時の伝票では、この欄の事業者名が取引先の名称、氏名となる。

<解説>

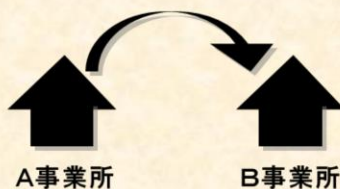
- こちらのスライドは記録事項が記載されている伝票の例です。
- 例えば、納品書の控えに記録事項が全て記載されていれば、その納品書を保存しておくことで、記録の作成・保存がされていることになります。
- また、飲食店等がスーパー等で袋詰め精米を購入した場合などは、レシートに産地が記載されないことがあります。その場合は、レシートに手書きで産地を記載して保存したり、仕入れの帳簿などに産地を記録したりしておく必要があります。

取引等の記録の作成・保存【事業所間の移動、廃棄】

事業所間の移動、廃棄の記録

- ・ 事業所間で搬入・搬出を行い、米穀等を移動させた場合
- ・ 米穀等を廃棄し、又は亡失した場合

以下の記録の作成が必要となる。



【搬入・搬出、廃棄の記録に必要な項目】

- ① 名称(取引において通常用いている名称)
- ② 数量(取引において通常用いている単位)
- ③ 年月日(搬入、搬出、廃棄又は亡失をした日)
- ④ 搬入、搬出、廃棄又は亡失をした場所
- ⑤ 用途限定されている米穀については、その用途
- ⑥ 相手方の氏名又は名称
(他の事業者との間で搬出入した場合及び廃棄のために米穀等を引き取ってもらった場合)

6

<解説>

- 売買などの取引以外でも記録の作成・保存が必要な場合があります。
- 例えば、事業所間で米穀等の移動を行った場合は、搬入・搬出の記録の作成・保存が必要になります。この場合、移動先が自社の事業所であるか他社の事業所であるかは問いません。
- また、米穀等を廃棄した場合も、その記録の作成・保存が必要です。その際に記録すべき事項は、名称、数量、年月日及び搬入・搬出や廃棄をした場所などです。

取引等に伴う産地情報の伝達

伝達事項

- 1 産地が国内の場合は、「国内産」や「国産」と記載
ただし、産地が国内の場合には都道府県名、市町村名
や一般的に知られた地名(郡名、島名等)でも可
(例:国内産、国産、新潟県産、魚沼産)
 - 2 産地が外国の場合は、その国名で記載
(例:アメリカ産、中国産)
- ※ 米穀事業者間では、伝票等又は商品の容器・包装
への記載により伝達することが必要

7

<解説>

- 産地が国内の場合は、「国内産」又は「国産」と記載します。また、都道府県名、市町村名及び一般的に知られた地名での記載も可能です。
- 一方、産地が外国の場合は、その国名を記載する必要があります。
- なお、米穀事業者間での産地情報の伝達は、伝票等又は商品の容器・包装への記載により行うことが必要です。

取引等に伴う産地情報の伝達【様々な事例】

産地が複数ある場合

- 原材料に占める割合の多いものから順に記載
(例:「国産、アメリカ産」「青森県産、岩手県産」)
- 原材料に占める割合の多いものから順に2以上記載し、3箇所目の原産地から「その他」と記載可
(例:「国産、オーストラリア産、その他」「山形県産、秋田県産、その他」)

原材料の割合が変動する場合

- 原材料の産地ごとの原材料に占める重量の割合の順序が変動するような場合は、過去の一定期間の使用割合の実績に基づいて産地の順番を記載
(例:「アメリカ産、中国産、ベトナム産」※○○の産地は、当社における昨年度の取扱実績の多い順に記載しています。)

加工品で輸入されたものであってその原料米の産地が明らかでない場合

- 当該加工品そのものの原産国(加工、製造をした国名)を記載
- 記載された産地がその原料米の産地でなく、加工品そのものの原産国であることが分かるようにすることが必要

○加工品の産地を表記 産地不明

名称	米 菓
原材料	うるち米 糖類、食塩、でん粉、のり
原産国	中国

<解説>

- 産地情報の伝達事項について、事例をいくつかご紹介します。
- 産地が複数ある場合は、原材料に占める割合の多いものから順に記載し、3箇所以上ある場合は、3箇所目から「その他」と記載ができます。
- 原材料の割合が変動する場合は、過去の一定期間の使用割合の実績に基づいて産地の順番を記載し、そのことが分かるように表示する必要があります。
- 加工品で輸入されたものであって原料米の産地が明らかでない場合は、加工品そのものの原産国を記載します。この場合は、加工品そのものの原産国であることが分かるように表示することが必要です。

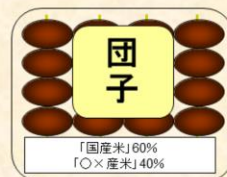
取引等に伴う産地情報の伝達方法【例1】

<一括表示欄への記載例>

原料米の産地情報

名称	米菓
原材料名	うるち米(国産、○×国産、その他)、 食塩、調味料(糖/酸等)
内容量	10枚
賞味期限	枠外上部に記載
保存方法	直射日光、高温多湿をさけて保 存してください。
製造者	〇〇製菓株式会社 〇〇県〇〇市〇〇1-1-1

<容器・包装への記載例>



名称	だんご
原材料名	米(国内産)、砂糖……
内容量	4本
消費期限	令和〇年〇月〇日
保存方法	□□□□□□
製造者	△△△△△

- ① 原材料に占める割合の多い順に記載。
- ② 産地が3か国以上ある場合には、上位2か国のみ記載し、その他の産地を「その他」と記載可能。

特定の品目(※)については、一般消費者への販売用の容器・包装に入れられたもので、産地が表示されているものについては、**伝票等への産地の記録が不要**

※もち、だんご、米菓、米飯類、米飯類を含む飲食物品、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん

米穀等の取引等に係る情報の記録に関する省令第2条第1項第2号

<解説>

- 産地情報の伝達方法について、例をいくつかご紹介します。
- まず、商品に直接記載する場合の伝達方法の例です。
- これには、一括表示欄に記載する方法及び一括表示欄外の容器・包装に記載する方法があります。
- なお、もち、だんご、米飯類、米飯類を含む飲食物品、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう及びみりんについては、一般消費者への販売用の容器・包装に入れられたもので、そこに産地が記載されている場合には、伝票等への取引の記録は必要ですが、産地の記録は不要です。

取引等に伴う産地情報の伝達方法【例2】

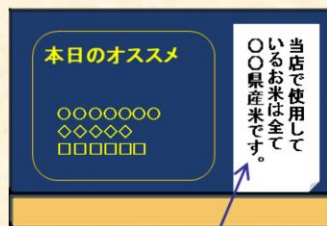
<個別メニューごとの表記例>

※ 飲食店等で料理として提供する場合は、米飯類のみ産地情報伝達の対象

MENU	
オムライス (アメリカ産米) ・ 680円	■デザート
カレーライス (国産米) ・ 680円	アイスクリーム
カツカレー (国産米) ・ 680円	(バナナ&チョコレート) ・ 250円
ハヤシライス (国産米) ・ 680円	チョコレートパフェ ・ 300円
海老グラタン ・ 680円	抹茶パフェ ・ 800円
海老ドリア (アメリカ産米) ・ 880円	■ドリンク
チキンドリア (アメリカ産米) 880円	コーヒー (HOT/アイス) ・ 300円
■定食メニュー (国産米使用)	紅茶 (HOT/アイス) ・ 350円
チキンカツ定食 ・ 800円	オレンジジュース ・ 350円
トンカツ定食 ・ 900円	ウーロン茶 ・ 350円
ヒレカツ定食 ・ 980円	
海老フライ定食 ・ 900円	

メニューによって米穀の産地が異なる場合

<店内掲示の例>



「国産」という表記でも可

【その他】

店入口の立て看板、店内配布チラシ、ショップカード等による情報伝達も可



<解説>

- 次に、飲食店で表示する場合の伝達方法の例です。
- これには、個別メニューごとに表記する方法、メニューで一括表記する方法及び使用している米穀の産地を店内に掲示する方法等があります。
- なお、飲食店、旅館及びホテル等で料理として提供する場合は、ごはん等の米飯類のみが産地情報の伝達の対象になります。もちや清酒等を提供しても、その産地情報を伝達する必要はありません。

取引等に伴う産地情報の伝達方法【例3】

産地情報を知ることができる方法を伝達することも可能

Webサイトによる伝達

- ① 商品等にWebアドレスを記載
- ② 商品パッケージにWebにアクセスすることにより産地情報が入手できる旨を記載
- ③ Web上で当該商品の製造年月日やロット番号等と産地情報との対応関係が把握できるようにすること

原料米の産地情報については
コチラへ
→ <http://www.xxxxxxxxxx>
→ 0120-000-000

電話等を活用した問い合わせによる伝達

- ① 商品等に「お客様相談窓口の電話番号」を記載
- ② 当該電話番号が、単なるお客様相談電話でなく、「産地情報を入手するため」の照会先である旨を記載
- ③ 対応マニュアルを定め、従業員が当該マニュアルに従って適切に対応するための周知徹底や教育研修を講じ、講じた措置の実績を記録しておくことが必要

店員による口頭での伝達

- ① 店内等に「産地情報については、店員にお問い合わせください。」等を掲示
- ② 対応マニュアルを定め、従業員が当該マニュアルに従って適切に対応するための周知徹底や教育研修などを講じ、講じた措置の実績を記録しておくことが必要

本日のオススメ

○○○○○○○
◇◇◇◇◇
□□□□□

産地情報については、
店員にお問い合わせ
下さい。

11

<解説>

- さらに、原料米の産地情報の伝達に代えて、産地情報を知ることができる方法を伝達することも可能です。
- これには、Webサイトによる伝達、電話等を活用した問い合わせによる伝達及び店員による口頭での伝達等があります。
- なお、これらの方法を用いる場合は、スライドに示したとおり、必要な事項の記載、対応マニュアルの作成及び講じた措置の実績の記録等が必要になりますので、ご注意ください。

参考情報

- 米トレーサビリティ制度について（神奈川県のHP）

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/f6k/cnt/f7529/>

- 米トレーサビリティ法の概要（農林水産省[消費・安全]のHP）

http://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/kome_toresa/index.html

【問合せ先】

- 地域事業者（県内にのみ事業所等がある事業者）

神奈川県 農業振興課 調整グループ 検査担当

電話：045-210-4422

- 広域事業者（県外にも事業所等がある事業者）

農林水産省 関東農政局 神奈川県拠点 消費・安全チーム 電話：045-211-1334
（令和7年度より神奈川県拠点 消費・安全チームの業務は、埼玉県の関東農政局（本局）
において実施する）

<解説>

- 最後に、米トレーサビリティ法に関連するホームページと、実際に米穀等を取引する際に不明な点があった場合の問合せ先をご案内します。
- 神奈川県内にのみ事業所等がある地域事業者については、神奈川県農業振興課までご連絡ください。
- 神奈川県以外にも事業所等がある広域事業者については、農林水産省関東農政局神奈川県拠点の管轄となりますので、そちらにご連絡ください。